

## 企 画 提 案 公 募 要 領

本公募要領は、「タイプロモーション活動事業及びタイ観光客誘致アドバイザー事業」の業務委託事業者募集の告知に基づき、提案に参加しようとするもの（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

### 1 公募事項

#### (1) 案件名

タイプロモーション活動事業及びタイ観光客誘致アドバイザー事業実施委託業務

#### (2) 業務目的

仙北市版のタイ向けの観光媒体の作成や情報拡散を通して、現在情報が求められているタイ観光市場に対して積極的なPR活動を実施する。また、増え続けるタイからの観光客への対応についてアドバイザーに現地を調査しこの地域に特化した対応について助言いただく。

#### (3) 役務の内容等

タイプロモーション活動事業及びタイ観光客誘致アドバイザー事業実施委託業務説明資料（以下「説明資料」という。）による。

#### (4) 概算業務価格（上限）

3, 945千円（税込）

### 2 提案参加条件

参加資格は、次の要件すべてを満たす者とする。

#### (1) 所在地 不問

#### (2) その他の条件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更正法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- ウ 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、会長が契約の相手方としてふさわしくない者と認める者でないこと。
- エ 国または仙北市との契約に関して指名停止を受けている期間でないこと。
- オ 国、地方公共団体において、同一又は類似の委託業務の実績があること。
- カ 十分な事業実施体制を保有しており、迅速且つ具体的な打ち合わせ及び連絡調整が行えること。

### 3 応募手続き

#### (1) 参加意向申出書（様式1）の提出

本件において提案書の提出を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第2号）の提出をすること。

ア 提出期間 平成30年11月26日（月）から平成30年12月7日（金）正午まで（必着）

イ 提出方法 仙北市農山村体験推進協議会（以下協議会）宛てに電子メール（FAXも可）又は郵送とする。ただし電子メール（FAXも可）にて提出した場合は12月10日までに原本を郵送すること。

(2) 質問書（様式4）の提出

参加資格を有し提出要請書を受理した者（以下「参加予定者」という。）が、本要領等の内容について疑義を抱く場合は、次により質問書（様式4）の提出すること。質問内容及び回答については、参加予定者全員に通知する。

なお、質問事項のない参加予定者においては、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期間 平成30年11月26日（月）から平成30年12月7日（金）正午まで（必着）

イ 提出方法 協議会宛てに電子メール（FAXも可）又は郵送とする。

(3) 提案書の作成方法

提案書は、次の項目に関する提案を作成するものとする。各項目に任意の様式にて追加書類を提出する場合は専門用語を多用せず理解しやすい表現とすること。

また、提案内容については「説明資料」を参考に作成すること。

ア 提案書（様式5）

イ 業務実施体制について（様式6）

ウ 提案者の同種または類似業務に係る実績について（様式7）

エ 業務の実施方針（様式8）

エ 業務の実施手法及びスケジュール計画（様式9）

オ 企画案（様式10）

カ 明細を記載した見積書

4 提案書の提出

(1) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

(2) 提出先 9と同じ。

(3) 提出期間 平成30年11月26日（月）から平成30年12月10日（月）正午まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし海外からの郵送時のみ、電子メールにて期限内に提出し、期限後に原本が到着することも可とする。この場合、海外からの郵送であることを、12月10日（月）正午まで協議会に連絡すること。

5 選定委員会

プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	農泊推進事業及び人材活用事業委託業務発注候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること

委 員	(有) 田沢湖自然体験センター代表、グリーン・ツーリズム西木研究会長、NPO法人田沢湖ふるさとふれあい協議会理事長、(一社) 田沢湖・角館観光協会専務理事、仙北市観光商工部次長、(株) わらび座営業部長、仙北市農林部次長
-----	--

6 提案の評価及び選定

(1) 提出された提案書については、選定委員会において、次に掲げる評価事項に基づく審査を行ったうえで、最も優秀な提案を行った1業者を選定する。

なお、提案の内容について、選定委員会においてヒアリングを行う場合がある。

- ア 業務実績等
- イ 業務実施方針、業務実施方法の妥当性・実現性
- ウ 提案内容の妥当性・実現性
- エ その他必要な事項

7 委託契約について

受託者と特定された応募者とは、提案書に基づき、協議会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

8 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とする。

(2) 無効となる提案書

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 本選定に関して委員会委員との接触があったもの。

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 提案書の取扱い

- ア 提出された提案書は、提案者に無断で本業務以外に使用しないものとする。
- イ 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。
- ウ 提出後、協議会の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- エ 虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、選定委員会において特定を見合わせることもある。
- カ 提出された書類は、返却しない。

(6) その他

- ア 協議会において作成された資料は、協議会の了解なく公表、使用することはできない。
  - イ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
  - ウ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。
- 9 提出先・お問い合わせ 仙北市農山村体験推進協議会  
〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田 47 番地  
電話 0187-43-2277・FAX 0187-47-3234 メール info@semboku-gt.jp